

# 蓮田市自治会館等建築費補助について

令和4年4月1日

自治会館は、地域の皆さんが、地域コミュニティ活動（集会、行事等）のために利用することを目的として建設された施設です。自治会が自治会館等を新築したり、補修したりする場合、市はその建築費の一部を補助しています。



## 1 補助の対象となる経費

自治会館等建築費が対象となります。

外構工事、土地購入費、設計料等は含まれません。

※なお、補助金は事業完了後に交付いたします。ご注意ください。

（自治会が業者に工事費を支払い、その際発行される領収書をもって事業完了とみなします。）

## 2 補助率と限度額

### （1）新たに建築する場合

自治会館等建築費の2分の1以内、限度額500万円。

ただし、市町村と地域団体との協働事業補助金交付要綱（平成23年埼玉県企画財政部長決裁）第2条第1項第1号の事業として採択された場合、自治会館等建築費の2分の1以内、限度額1,000万円となります。

### （2）補修する場合

自治会館等建築補修費の2分の1以内、限度額300万円。

## 3 申請までの流れ

まず、自治会内で自治会館の新築や補修に関する合意形成を図り、事業を実施する前年度の9月末日までに、市に事前協議申請書を提出願います。

※事業を実施する年度の総会資料において、事業に係る予算及び事業計画の議決を得てください。

詳細については市の担当者から個別にご案内します。

なお、緊急に修理が必要となった場合はご相談願います。

## 4 問合せ先

自治振興課市民活動支援担当 電話048-768-3111（内線227）